

(令和7年第1回定例会7月第2回会議)

参考資料（議案関係）

議 案 参 考 資 料

(令和 7 年第 1 回定例会 7 月第 2 回会議)

担当課 (室) 係

生涯学習課 社会教育係

1. 議案名

議案第 9 4 号 かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

公民館利用者から公民館への自動販売機設置要望がありました。

地方公共団体における使用料の収入は、条例への記載が必要であるため、所要の改正を行います。

各館の実情を考慮し、自動販売機を設置することにより、公民館利用者の利便性向上を図ります。

3. 趣旨・目的

公民館に自動販売機の設置を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

主な改正内容は、次のとおりです。

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例（現行条例 R7. 9. 30まで）

別表の改正（「公民館に設置する自動販売機」を追加）

かつらぎ町立公民館設置及び管理に関する条例（R7. 3月会議可決 R7. 10. 1から）

別表第 2 の改正（「公民館に設置する自動販売機」を追加）

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例新旧対照表

改 正 後					改 正 前				
○かつらぎ町立公民館設置及び管理条例 (昭和33年かつらぎ町条例第18号)									
(省 略)									
別表(第5条関係)									
名称	使用区分及び時間	午前	午後	夜間	名称	使用区分及び時間	午前	午後	夜間
かつらぎ町	大ホール	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	かつらぎ町	大ホール	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
笠田公民館	会議室	1,580円	1,580円	3,150円	笠田公民館	会議室	1,580円	1,580円	3,150円
(笠田ふるさと交流館)	2階会議室1	630円	630円	1,260円	(笠田ふるさと交流館)	2階会議室1	630円	630円	1,260円
	2階会議室2	320円	320円	630円		2階会議室2	320円	320円	630円
	2階和室	630円	630円	1,260円		2階和室	630円	630円	1,260円
	2階調理室	630円	630円	1,260円		2階調理室	630円	630円	1,260円
かつらぎ町	和室	630円	630円	1,260円	かつらぎ町	和室	630円	630円	1,260円
大谷公民館	会議室1	320円	320円	630円	大谷公民館	会議室1	320円	320円	630円
	会議室2	320円	320円	630円		会議室2	320円	320円	630円
	調理室	320円	320円	630円		調理室	320円	320円	630円
	2階会議室1	320円	320円	630円		2階会議室1	320円	320円	630円
	2階会議室2	320円	320円	630円		2階会議室2	320円	320円	630円

改 正 後				改 正 前			
	2階大ホール	1,580円	1,580円	2階大ホール	1,580円	1,580円	3,150円
かつらぎ町	小会議室	320円	320円	かつらぎ町	小会議室	320円	630円
妙寺公民館	2階大会議室	1,050円	1,050円	妙寺公民館	2階大会議室	1,050円	2,100円
	2階和室	630円	630円		2階和室	630円	1,260円
	3階中会議室	630円	630円		3階中会議室	630円	1,260円
かつらぎ町	調理室	320円	320円	かつらぎ町	調理室	320円	630円
三谷公民館	会議室	320円	320円	三谷公民館	会議室	320円	630円
	大ホール	1,580円	1,580円		大ホール	1,580円	3,150円
	2階和室	630円	630円		2階和室	630円	1,260円
かつらぎ町	調理室	320円	320円	かつらぎ町	調理室	320円	630円
見好公民館	和室	320円	320円	見好公民館	和室	320円	630円
	会議室	320円	320円		会議室	320円	630円
	大ホール	1,580円	1,580円		大ホール	1,580円	3,150円
	2階和室1	630円	630円		2階和室1	630円	1,260円
	2階和室2	320円	320円		2階和室2	320円	630円
	2階会議室	320円	320円		2階会議室	320円	630円
かつらぎ町	会議室	320円	320円	かつらぎ町	会議室	320円	630円
天野公民館	2階和室1	320円	320円	天野公民館	2階和室1	320円	630円
	2階和室2	320円	320円		2階和室2	320円	630円
	2階和室3	630円	630円		2階和室3	630円	1,260円
かつらぎ町	会議室1	630円	630円	かつらぎ町	会議室1	630円	1,260円
四邑公民館	会議室2	630円	630円	四邑公民館	会議室2	630円	1,260円
	会議室3	630円	630円		会議室3	630円	1,260円
	多目的ホール	1,580円	1,580円		多目的ホール	1,580円	3,150円
	調理室	630円	630円		調理室	630円	1,260円

改 正 後		改 正 前	
	3階大ホール		3階大ホール
かつらぎ町会議室1	1,580円		1,580円
笠田公民館会議室2	630円	かつらぎ町会議室1	630円
佐野分館調理室	320円	笠田公民館会議室2	320円
和室	320円	佐野分館調理室	320円
2階会議室1	630円	和室	630円
2階会議室2	320円	2階会議室1	320円
2階大ホール	320円	2階会議室2	320円
	1,580円	2階大ホール	1,580円
	3,150円		3,150円
公民館に設置する自動販売機	売上金額の10%以上25%以内		

備考

教育委員会規則に定める開館時間外に使用する場合の使用料は、1時間当たり、各使用区分ごとに定めた夜間の欄に掲げる額の3割に相当する額とし、10円未満の端数は切り捨てる。また、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき320円を加算する。ただし、暖房器(燃料代を含む。)の使用料は、1台につき260円とする。

備考

教育委員会規則に定める開館時間外に使用する場合の使用料は、1時間当たり、各使用区分ごとに定めた夜間の欄に掲げる額の3割に相当する額とし、10円未満の端数は切り捨てる。また、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき320円を加算する。ただし、暖房器(燃料代を含む。)の使用料は、1台につき260円とする。

改 正 後		改 正 前	
	2階大ホール		2階大ホール
かつらぎ町大谷 公民館	和室	かつらぎ町大谷 公民館	和室
	会議室1		会議室1
	会議室2		会議室2
	調理室		調理室
	2階会議室1		2階会議室1
	2階会議室2		2階会議室2
	2階大ホール		2階大ホール
かつらぎ町妙寺 公民館	小会議室	かつらぎ町妙寺 公民館	小会議室
	2階大会議室		2階大会議室
	2階和室		2階和室
	3階中会議室		3階中会議室
かつらぎ町三谷 公民館	調理室	かつらぎ町三谷 公民館	調理室
	会議室		会議室
	大ホール		大ホール
	2階和室		2階和室
	調理室		調理室
かつらぎ町見好 公民館	会議室	かつらぎ町見好 公民館	会議室
	大ホール		大ホール
	2階和室1		2階和室1
	2階和室2		2階和室2
	2階会議室		2階会議室
かつらぎ町四邑 公民館	会議室1	かつらぎ町四邑 公民館	会議室1
	会議室2		会議室2
	会議室3		会議室3

改 正 後			改 正 前		
	多目的ホール	300円		多目的ホール	300円
	調理室	200円		調理室	200円
	3階大ホール	500円		3階大ホール	500円
公民館に設置する自動販売機	1台につき	売上金額の10%以上25%以内	備考 1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。 2 1時間未満の利用は、1時間とする。		

議案参考資料

(令和7年第1回定例会7月会議)

担当課(室)係

上下水道課 総務係

1. 議案名

議案第95号 かつらぎ町下水道事業運営審議会条例制定について

2. 背景・経過

下水道事業経営戦略の改定に当たり、経営基盤の強化のため下水道使用料の見直しや経費回収率の向上などのロードマップを経営戦略に盛り込むことを国に求められています。このことを踏まえ、知見を有する者や使用者など幅広い意見を頂く場として審議会を設置するものです。

3. 趣旨・目的

下水道事業について、適正かつ効率的な運営を図るため、公営企業事務局以外の外部の意見を広く聴き、事業運営に反映させることを目的とします。

4. 概要

下水道事業の実態調査、経営方策、下水道使用料の改定に関することなどを審議する機関を設置します。

委員は、管理者(町長)の諮問に応じ審議し、その結果を管理者に答申します。

委員人数：7人以内

任期：2年

(施行期日：公布の日)

議案参考資料

(令和7年第1回定例会7月第2回会議)

担当課(室)係

企画公室 秘書政策係

1. 議案名

議案第96号 かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について

2. 背景・経過

令和7年度過疎地域持続的発展支援交付金(総務省)に係る本町のプロジェクト「地域内生活拠点整備事業」が採択されました。

本事業は、中山間地域など、役場庁舎から距離のある地域において、高齢者をはじめとする移動手段に困っている方や移動自体が困難な方に、住んでいる地域内で手軽に行政サービスを利用していただける仕組みを作る事業です。

当該交付金を活用するためには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定める市町村の過疎地域持続的発展計画への事業掲載が必要となります。

3. 趣旨・目的

これまで役場庁舎への移動が困難だった方や家族のサポートに頼っていた方が、居住地周辺で行政サービスの申請などを利用できるようにするため、マルチタスク車両を導入します。

マルチタスク車両は、用途に合わせて車内レイアウトが変更でき、インターネット通信機器の搭載により車両と庁舎がオンラインで繋がるため、移動する役場として様々な行政サービスを提供することが可能となります。

マルチタスク車両を活用した「地域内生活拠点」の新たな仕組みを構築するとともに、地域公共交通の抜本的な見直しにより移動手段を確保することで、運転免許の有無や身体的な状況に関わらず、住み慣れた場所で安心して住み続けることができる地域の実現を目指します。

(活用想定)

- ・地域公共交通実証運行(デマンド型乗合交通)の利用促進(アプリ登録等)
- ・補助金申請などのオンライン申請普及促進(操作補助含む)
- ・移動期日前投票所
- ・災害時における物資支援、被災地派遣の支援拠点

4. 概要

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画 第10項「集落の整備」第3号「整備計画」の事業計画表に、以下の事業内容を追加いたします。

第10項第3号整備計画：地域内生活拠点整備事業

(令和7年第1回定例会7月第2回会議)

【議案第96号 参考資料】

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）新旧対照表

変 更 後		変 更 前			
かつらぎ町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）		かつらぎ町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）			
1 基本的な事項		1 基本的な事項			
(1) かつらぎ町の概要	(省 略)	(1) かつらぎ町の概要	(省 略)		
1 0 集落の整備		1 0 集落の整備			
(1) 現況と問題点	(省 略)	(1) 現況と問題点	(省 略)		
(3) 整備計画		(3) 整備計画			
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	事業内容	備 考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集会所維持事業	かつらぎ町	集会所維持事業	かつらぎ町
	(3) その他	地域内生活拠点 整備事業	かつらぎ町		
(省 略)		(省 略)			

地域内生活拠点整備事業のイメージ

事業の概要

- ・ マルチタスク車両により「移動する役場」を導入。出張行政サービスの拠点とする。
- ・ 移動販売などと連携し、**地域内で一定の生活ができる環境を整える**。
- ・ 地域内拠点（公民館、集会所）や町中の生活拠点（買い物、病院、金融、役場）に、**自力で外出できる環境を整える**（デマンド型乗合交通、コミュニティバス）

地域の現状

- ・ 高齢化の進行
- ・ 山間部に集落が点在、店舗や病院は町中に集中
- ・ 免許保有の有無により外出頻度が減少
→ **生活維持（買い物、病院、金融、役場）に支障**
→ **社会活動や交流機会の減少**

どうやって解決する？

- ① 交通手段の提供（外出機会の創出）
 - ・ デマンド型乗合交通、コミュニティバス
- ② 地域内で生活が維持できる環境の整備
 - ・ 公民館、マルチタスク車両、移動販売
- ③ オンライン手続きの普及
 - ・ スマホ講座
- ④ 地域拠点の活用・地域内交流の促進

目指す姿

- ・ 住み慣れた場所で、健康で安心して
住み続けることができる地域の実現
- ・ 災害時に助け合えるコミュニティ

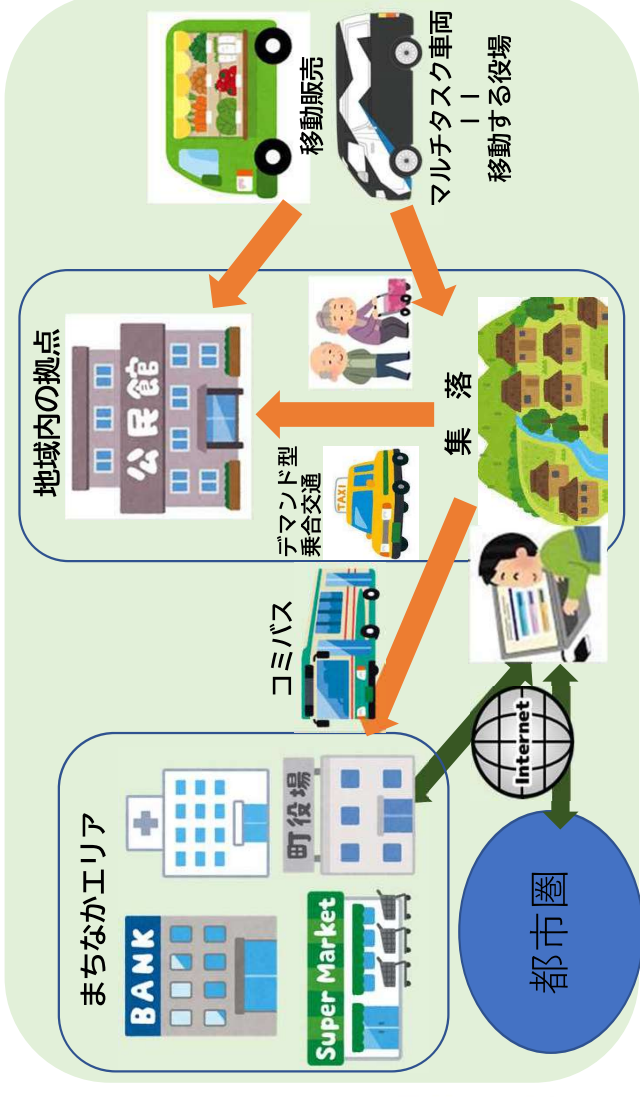
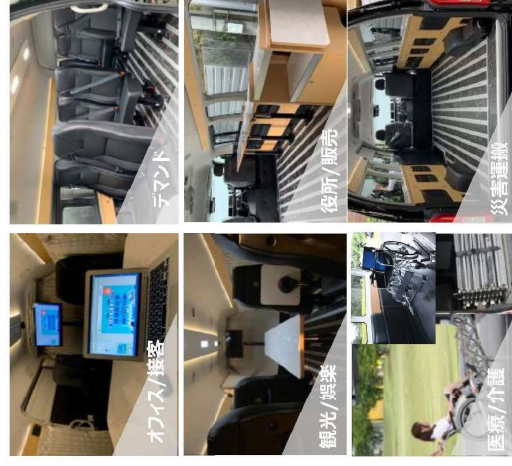
実施車両：マルチタスク車両

1台の車両で複数のタスクが実現可能



ベース車両：ハイエースグランドキャビン

利用用途に応じて工具無しに
サービスに合わせた自由の車室空間を実現



マルチタスク車両 仕様等

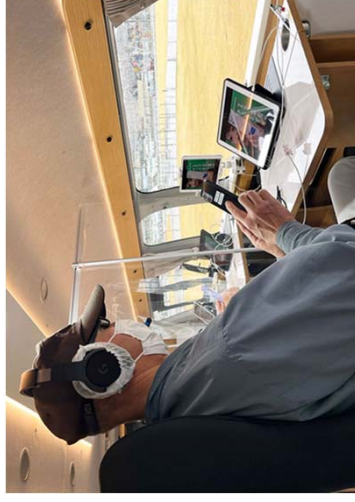
自動車の種類	普通乗用自動車（トヨタ ハイエース ワゴン グランドキャビン）
車両サイズ	5380mm×1880mm×2285mm
燃料の種類	ガソリン(レギュラー)
乗車定員	10 人(前席 2 名+後席 8 名、状況に応じて変更可能)
排 気 量	2000cc クラス以上
駆動方式	4輪駆動
変 速 機	6速オートマチック
用 途	マルチタスク車両内で複数のサービスを行う上で前提となる環境として、以下の条件が可能であること。 ・車両内レイアウトの変更 ・執務環境に必要な電源、机、椅子等の配備 ・Web 会議を行うための端末、モニターの配備 ・車両内での Wi-Fi 利用 ・その他搭載する行政サービスに必要な備品等(町で調達含む)の設置調整

マルチタスク車両活用事例

オンライン相談



スマホ操作補助



移動期日前投票所



物資支援、被災地派遣の支援拠点

